

坂本町における河川への降り道について

1 基本的考え方

湛水区間から流水区間への変化などダム撤去に伴う影響により河岸まで降りることができなくなった、又は、著しく困難になったと考えられる箇所について河岸までのアクセスを確保することを原則とする。

2 対応手順

- 要望箇所毎に対応の可否を検討し、対応予定箇所の整備内容及び時期を整理（別紙参照）。
- 個別検討部会で協議するとともに、地元区長等に対しては坂本支所を通じ対応予定等を伝達
- 河川管理者に対応予定箇所毎の整備内容等を協議し、承認を得たうえで施工（承認が得られない場合は再検討）

3 降り道の整備水準及び維持管理

- 既存階段等を活用することで流量阻害等治水面での課題を生じさせないことを前提とし、住民等が安全に河岸まで降りることができる簡易な整備水準とする。
（草刈り、草が生えにくくするよう石を敷く、軽微なコンクリート打設、既存階段の延伸 等）
- 整備後の維持管理はダム撤去完了後、適切な時期に八代市へ移管する。

4 整備時期

- 平成 27～29 年度
- これまでの地域対策協議会及び個別検討部会において、整備要望がなされていた箇所から優先的に整備
 - 葉木地区及び下鎌瀬地区：平成 27 年度～
 - 上記以外の箇所：平成 28 年度又は 29 年度